

大分市上下水道局水道管耐震化促進等貢献表彰に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市上下水道局が発注した建設工事のうち、耐震管への更新及び鉛給水管の解消等（以下「耐震化の促進等」という。）に向けた配水管布設工事（以下「工事」という。）を多く受注し、耐震化の促進等に貢献した工事施工者に対する表彰（以下「表彰」という。）を行うことにより、本市上下水道局における建設業者の受注意欲を更に高めるとともに、耐震化の促進等を図ることを目的とする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が耐震化の促進等に貢献した工事施工者に対して表彰状等を授与することにより行うものとする。

2 表彰は、毎年度1回行う。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(表彰の対象者等)

第3条 表彰の対象となる工事施工者は、一定の品質を確保し、かつ、大分市上下水道局建設工事成績評定要綱（平成14年大分市水道局訓令第8号。以下「工事成績評定要綱」という。）に基づき採点した評定点（以下「工事成績評定点」という。）の合計が高い工事施工者であることとする。

2 前項の工事成績評定点の合計の算定対象となる工事は、次の各号の要件を満たす工事とする。

(1) 大分市内に本店を有する工事施工者の施工した工事であって、工事成績評定要綱第2条の規定により工事成績評定の対象となる工事であること。

(2) 表彰年度の前年度に完成した工事（以下「前年度完成工事」という。）であること。

(3) 工事成績評定が工事成績評定要綱第7条に規定する「やや不良」又は「不良」と評価された工事でないこと。

(表彰の対象除外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、表彰の対象となる工事施工者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象から除外するものとする。

(1) 表彰年度の前年度当初から表彰の決定の日までの間に大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けたとき。

(2) 前年度完成工事により大分市上下水道局優良建設工事表彰要綱（平成26年大分市上下水道事業告示第20013号）第11条に規定する被表彰者となったとき。

(3) その他表彰することが適当でないと認められるとき。

（表彰の数）

第5条 表彰の数は、1件とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（審査委員会の設置）

第6条 管理者は、表彰の審査を行うため水道管耐震化促進等貢献表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第7条 委員会は、部長、審議監（専任に限る。）、次長（専任に限る。）、総務課長、水道維持管理課長、水道整備課長及び浄水課長の職にある者を委員として組織する。

2 委員会に委員長を置き、部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、上下水道部審議監（審議監が不在のとき、又は審議監を置かない場合にあつては、次長）がその職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議

長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 4 委員長は、会議の結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

(水道管耐震化促進等貢献調書の作成)

第9条 総務課長は、工事完成検査結果等を勘案し、表彰の対象となる工事施工者があると認めるときは、水道管耐震化促進等貢献調書を作成し、委員会に提出するものとする。

(関係者の意見聴取)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(被表彰者の決定)

第11条 管理者は、委員会の審査結果に基づき被表彰者を決定する。

(被表彰者の決定の取消し)

第12条 管理者は、前条の規定により被表彰者を決定した日から表彰を行う日までの間に、被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、被表彰者の決定を取り消すことができる。

- (1) 前年度完成工事に係る目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるため、追完請求を受けたとき。
- (2) 法令に違反し、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を受けたとき。
- (3) 指名停止要領に基づく指名停止を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、被表彰者として不適当と認められる行為があったとき。

(表彰の公表)

第13条 管理者は、表彰を行ったときは、表彰を受けた工事施工者の名称等を大分市ホームページ等により公表するものとする。

(表彰の取消し)

第14条 管理者は、表彰を行った後において、前年度完成工事に関し、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、被表彰者の表彰を取り消し、被表彰者に表彰状等の返還を求めることができる。

- (1) 前年度完成工事に係る目的物が契約不適合であるため、被表彰者が追完請求を受けたとき。
- (2) 前年度完成工事に関し、損害賠償請求事由が発生したとき。
- (3) 前年度完成工事に関し、法令違反が発覚し、被表彰者が建設業法に基づく監督処分を受けたとき。

(庶務)

第15条 委員会の庶務その他表彰に関する事務は、総務課において処理する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に管理者が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、この要綱による表彰は、令和4年度に完成した工事から適用する。